

【基本方針】

社会福祉法人制度改革により社会福祉法が改正されて、全国の社会福祉法人がそれぞれの定款変更を行うことで、新たな体制が平成29年4月1日からスタートすることになりました。

国の改正法では、理事や監事の権限や責任が明確化されておりますので、社会福祉協議会の役員としての職責を理解し、経営組織の在り方を見直し、今後も、運営する事業に深い知識や経験を積み重ねたいと存じます。

また、事業運営の透明性の向上を図るためには、適正かつ公正な支出管理が必要となることから、定款並びに貸借対照表、収支計算書及び現況報告書については、インターネット利用による公表を行います。

なお、地域における公益的な組織を実施する責務として、社協が地域で社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対しては、無料又は低額な料金で福祉サービスを具体的に取組み、提供に努めて参ります。

新年度において、町の管理委託施設である老人福祉センター内外の大規模改修が計画され、外構工事では裏庭を撤去し物置を設置、施設内は集会室・和室・厨房・床面・照明器具等の改修となり、工事期間中は施設内利用のできない状況となり、施設利用者にはご不便とご迷惑をお掛けしますが、浴場は対象外で通常の使用が可能ですので、広報誌により町民周知にてご理解をお願いいたします。

本年度は、社協の「第4期佐呂間町地域福祉実践計画」を基本として、行政や関係機関・団体との一層の連携を図りつつ、地域住民が主体的に関わり支え合える地域協働的な活動を通し、地域の福祉力を高めながら、誰もが福祉活動に参加できる社会の構築に努めて参ります。

社協は地域福祉の推進という大きな使命を持って、持続可能な経営という視点で努力を重ねておりますが、社会福祉事業が人的資源により支えられている現実の中で、財源確保は現在の大きな課題ともなっておりますので、今後とも社協会費・募金等の奨励に努めて参ります。

社協は地域の住民組織と公私の社会福祉事業関係者等による構成団体として、住民主体の理念に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指しており、住民の福祉活動の組織化と社会福祉を常に目的としております。

更には、事業の連絡調整・企画・実施などを行う公共性と自主性を有しながら、地域福祉の中核的役割を担う組織としての役割を改めて認識し、行動に移すことを念頭に置きながら活動の推進に努めて参ります。